

特別養護老人ホーム埼玉さくらんぼⅡ番館 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬寿会が開設する地域密着型高齢者福祉施設埼玉さくらんぼⅡ番館（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために、本体施設の機能を活かしたサテライト型施設として、人員、設備及び運営に関する事項を定め、施設で介護老人福祉施設サービスの提供にあたる従業者（以下「職員」という）が、要介護状態にある高齢者に対して適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるような配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 広域に設置されている大規模な特別養護老人ホームの機能の一部を小規模に分割することにより入居者が住み慣れた地域での生活を確保するとともに施設周辺地域の人々との密接な交流を図ることができる環境づくりに努めるものとし、サテライト型居住施設として埼玉さくらんぼⅡ番館を設置する。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホーム 埼玉さくらんぼⅡ番館
- (2) 施設の所在地 埼玉県さいたま市南区大字太田窪3516-17
- (3) 本体施設 特別養護老人ホーム 埼玉さくらんぼⅠ番館
- (4) 施設の所在地 埼玉県さいたま市南区大字太田窪3504-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（本体施設と兼務）

職員の管理及び業務の把握を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。また地域住民との連絡及び協力を行う等の交流に努める。

- (2) 医師 1人（嘱託）

入居者の健康管理、療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1人以上
業務計画立案や入居者及び家族の必要な相談・連絡に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者、医療機関等の他の機関との連携を行う。
- (4) 看護職員 1人以上
入居者の心身の状況に応じ、健康管理、服薬管理、医療的対応等看護サービスを提供する。
- (5) 介護職員 10人以上
介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、入居者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。
- (7) 管理栄養士 1人以上（埼玉さくらんぼⅠ番館と兼務）
管理栄養士は入所者の栄養や身体の状態、嗜好を考慮した献立作成と栄養指導、厨房等の衛生管理に従事する。
- (8) 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は入居者の課題分析を行うとともに、把握された高齢者の心身の状況に基づき、適切な施設サービスが提供されるよう、施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職員を置くことが出来る。

(入居者の定員)

第5条 施設の定員は29名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユニット数 3ユニット
- (2) ユニットごとの定員 10名…2ユニット 9名…1ユニット

(施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 自立支援 (2) 食事 (介助) (3) 入浴 (介助) (4) 排泄 (介助)
- (5) 移動 (介助) (6) 着脱 (介助) (7) 整容 (介助) (8) 離床 (介助)
- (9) その他の日常生活上の世話 (10) 機能訓練 (11) 健康管理
- (12) 相談援助 (13) 通院介助

なお、提供にあたっては、次の点に留意することとする。

- ① 施設サービスは、入居者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その心身の状況を踏まえて、妥当、適切に提供する。
- ② 施設サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- ③ 職員は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧とし、入居者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう説明、指導を行う。

- ④ 施設サービスの提供にあたり、入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動の制限をしない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- ⑤ 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、提供するサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合を利用料とする。

2 事業者は、前項の他、次の各号に定める費用の額の支払いを入居者から受けるものとする。

(1) 居住費 基本負担額 種別：個室 負担額：2,360円

外泊、入院時に居室を確保している場合、居住費は7日目以降、1日2,360円

(2) 食費 基本負担額 1日 1,545円

外出、外泊、入院時の食費負担は、3食の内1食でも欠食があった場合は、規定の食費を負担し、3食とも欠食だった場合のみ、食費負担はなし。但し、前日の17時までに欠食の連絡があった際は、朝420円、昼705円、夕420円の減額とする。

(3) おやつ 基本負担額 厨房提供おやつ 1日あたり 55円

(4) 家電製品持込み電気代 1か月 1製品 500円(日割り計算は致しません)

指定の家電製品：テレビ、冷蔵庫、パソコン

(記載以外の家電製品別途、協議する)

(5) 理美容代 1回 1,830円

(6) その他指定介護老人福祉施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ入居者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

4 告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 施設を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 入居者が外出、外泊しようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(2) 入居者は、次の事項を守らなければならない。

① 施設内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。

② 施設内に危険物を持ち込んではいない。

- ③ 指定された居室は勝手に変更してはならない。
- ④ 所持金その他の貴重品については、入居者等の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することが出来る。

(非常災害対策)

第9条 防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練、夜間訓練を、地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する。

- 2 事業者は、非常災害に関する具体的計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、地域の消防団や地域住民との連携を図りながら、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は、施設サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(感染症対策の強化・衛生管理等)

第11条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 施設は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。
 - (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。
 - (5) 日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては入居者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入居者及び職員に対して手洗いやうがいを行わせる等衛生教育の徹底を図ること。

(身体拘束の制限)

第12条 職員は、介護サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又はその代理人の同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

第14条 施設は、施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入居者及び家族に文書により説明するものとする。

- 2 施設は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
- 3 施設は、入居者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、苦情を申し立てた入所者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

(地域との連携)

第15条 施設は、地域又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、入居者からの苦情に関して市町村等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市町村との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て、市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 施設は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

- 2 施設は事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 施設は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 17 条 入居者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずることとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 施設は職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会確保に努めるものとする。

- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準によるものであるが、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準で定める運営規程を兼ねる。
- 2 この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 8 この規程は、平成29年10月 1日から施行する。
- 9 この規程は、令和元年10月 1日から施行する。
- 10 この規程は、令和3年4月 1日から施行する。
- 11 この規程は、令和6年8月 1日から施行する。
- 12 この規程は、令和7年4月 1日から施行する。